



平成 20 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 九 電 工  
代表者名 代表取締役社長 橋田 紘一  
(コード番号：1959 東証第一部・福証)  
問合せ先 経営企画部長 北川 忠嗣  
(TEL 092-523 - 1696)

### 執行役員制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、執行役員制度の導入を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 制度導入の目的

取締役会の「意思決定・監督機能」と「業務執行機能」を分離し、コーポレートガバナンスの強化を図るとともに、効率的かつスピーディーな経営を実践することを目的に執行役員制度を導入いたします。

#### 2. 執行役員の概要

- (1) 執行役員の選任・解任は取締役会の決議によるものとし、任期は1年とします。
- (2) 執行役員は、社長の統轄の下に、取締役会から委任された範囲内で業務を執行します。
- (3) 執行役員は、「専務執行役員」、「常務執行役員」及び「執行役員」で構成します。
- (4) 取締役は執行役員を兼務することができるものとします。
- (5) 執行役員と会社との契約関係は「委任契約」とします。

#### 3. 取締役の変更事項

- (1) 現行の定款に定める取締役の定員を「20名以内」から「15名以内」に変更します。
- (2) 役付取締役のうち「専務取締役」及び「常務取締役」を廃止します。

#### 4. 制度導入の時期

本年6月開催予定の第80期定時株主総会終結の時をもって導入します。

#### 5. その他

執行役員制度導入に関連する人事等につきましては、決定次第お知らせいたします。

以 上